

Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所

資料配布

配布日時

平成26年 4月10日 14時00分

名 件

紀の川大堰の周辺を通航禁止とします

~水面を利用される皆様はご注意ください~

概

和歌山河川国道事務所では、平成26年4月11日より、 紀の川大堰の上下流約 200m の区間 (水面に設置されてい る量水塔までの区間)を、河川法に基づき船舶の通航を禁 |止する区域とします。

紀の川大堰の周辺は危険であり、事故防止のため通航禁 止とします。

水面を利用される皆様はご注意ください。

取 扱 LI

布場所 配

和歌山県政記者クラブ 和歌山県地方新聞記者クラブ 和歌山県政放送記者クラブ

問合せ先

和歌山河川国道事務所 国土交通省 近畿地方整備局

副所長 井川 矢口 博之 河川占用調整課長

電話:073-424-2471(代表)、073-402-0268(直通)

平成 26 年 4 月 11 日より紀の川大堰の上下流の区域を通航禁止とします。 ~水面を利用される皆様はご注意ください~

和歌山河川国道事務所では、平成 26 年 4 月 11 日より、紀の川大堰の上下流約 200m の区間(水面に設置されている量水塔までの区間)を、河川法に基づき船舶の通航を禁止する区域とします。

これまで紀の川では船舶の通航に関するルールは定められておらず、レジャー船舶等により自由使用として利用されていましたが、紀の川大堰の周辺は危険であり、事故防止のため通航禁止とします。

水面を利用される皆様はご注意ください。

違反した者は、河川法施行令第60条の規定により、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

●区域図



●位置図

